岸和田市　中学校共通事務手続き

転出入の手続きについて

転入手続き

1. 今までの学校に転校することを伝え、**『在学証明書』**と**『教科用図書給与証明書』**を受け取ってください。
2. 市民課で転居届を提出します。同時に、**『在学証明書』**と**『教科用図書給与証明書』**を提示して**『転入学通知書』**を受け取ってください。

（注）転校の手続きは市民課の窓口で転居届と同時にすることができます。

3. **『在学証明書』**・**『教科用図書給与証明書』**及び**『転入学通知書』**を持参して、これから行く学校で手続きをしてください。

転出手続き

1. 今までの学校へ転出することを伝えてください。
2. 確認連絡事項を記入する用紙に、必要事項を記入してください。
3. 転出に必要な書類、**『在学証明書』**と**『教科用図書給与証明書』**の 2 通を受け取ってください。
4. 2 通の書類を転出先の役所で転入の手続きをする際、提示してください。転出先の役所で**『転入学通知書』**を受け取り、転出先の学校へ**『在学証明書』**と**『教科用図書給与証明書』**と**『転入学通知書』**を提出してください。

参考ページ

岸和田市教育委員会 － 転校手続きの流れ（市内）
http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/highschool-change.html

教科書について

市外から転入した場合

市外からの転入で、転入前の学校で使用していた教科書と、転入した学校で教科書が異なる場合があります。この場合、異なる教科書については無償給与が行われます。ただし、転入前と転入後で同じ教科書を廃棄してしまった場合は下記の[紛失した場合]と同じ手続きとなりますので、ご了承ください。

教科書を紛失した場合

教科書を紛失したり著しい損傷で使用出来なくなった場合は、保護者の実費負担となります。この場合は保護者が直接書店へ注文を行うか、学校を通して注文することが出来ます。

例外として、大規模な災害や火災などが原因となる場合、無償で給与される場合があります。該当する場合は、学校へ相談をしてください。

就学奨励制度について

就学奨励制度とは

岸和田市内に居住し、所得及び固定資産税（都市計画税を含む）の基準を満たすご家庭に、岸和田市立小・中学校で学習するために必要な費用の一部を援助しています。
※就学奨励の申請は毎年必要です。
http://kita-j.kishiwada.ed.jp/wp-content/uploads/071842cb8ea1283b48e7c1d9c94509dd.pdf

医療券について

岸和田市教育委員会では、次の病気にかかった場合、就学奨励受給認定者に本人負担分の医療費を援助しています。 ※医療費は立て替え払いです。
〇歯　　科　　・・・う歯（虫歯）
〇耳鼻咽喉科　　・・・中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド
〇眼　　科　　・・・トラコーマ、結膜炎
〇皮　膚　科　　・・・はくせん、かいせん、のうかしん
〇内　　科　　・・・寄生虫病

参考ページ

岸和田市教育委員会 － 岸和田市立小・中学校児童生徒の就学奨励（しゅうがくしょうれい）制度
https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/r04syuugakusyourei.html

学割証の発行について

JR やフェリーを使用した片道 100km を超える旅行を行う場合、学校で申請用紙を記入していただければ学割証を発行いたします。使用する場合、学生証の提示が必要になります。

卒業証明書等の発行について

卒業証明書等の発行を希望される方は、氏名・生年月日・卒業年度をお知らせいただきましたら、無料で発行いたします。
現在遠方等にお住まいで学校に来られない方については、郵送料をいただきます。
各学校への連絡方法は、下記のリンク先に記載されていますので参照してください。

参考リンク

岸和田市教育委員会 － 中学校一覧・各中学校のホームページ
http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/highschool-tablelist.html
※各中学校の電話番号と地図があります。